

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月20日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第13条第1項
許認可等の種類	海岸管理者以外の者が施行する工事の承認 (農政部所管の区域内に限る。)
法令の定め	第13条第1項 海岸管理者以外の者が海岸保全施設に関する工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者の承認を受けなければならない。ただし、第6条第1項の規定による場合は、この限りでない。 (関連条項) 海岸法第14条 [海岸保全施設の築造基準] 海岸法施行細則第8条 [申請図書]
審査基準	1 海岸保全事業の計画促進に適合するよう調整されており、特に既設海岸保全施設の効果を減少することのないよう留意されていること。 2 法第14条の規定に基づく築造基準に適合するよう調整されていること。
標準処理期間	総期間 20日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・丹 () 協議機関 日・月 () 処分機関 20日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)産業振興部農村振興課指導企画係
申請先	各総合振興局(振興局)産業振興部農村振興課指導企画係
問い合わせ先	農政部農村振興局農村整備課災害復旧係(電話番号：011-231-4111(内線27-628))
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/shinsakijun.htm) ※処分担当課欄、申請先欄の各総合振興局(振興局)から空知、上川を除く。 なお、石狩、オホーツクは調整課指導企画係、十勝は、調整課財産管理係